

<h1>山梨県公報</h1>	号外第五十八号	日 曜 水																										
	平成十六年 十二月十五日																											
目次 監査委員 監査の結果に関する報告の公表……………																												
<h2>監査委員</h2>																												
<p>山梨県監査委員告示第十一号 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。 平成十六年十二月十五日</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: right;">山梨県監査委員</td> <td style="text-align: center;">高</td> <td style="text-align: center;">石</td> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">康</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">同</td> <td style="text-align: center;">早</td> <td style="text-align: center;">川</td> <td style="text-align: center;">正</td> <td style="text-align: center;">秋</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">同</td> <td style="text-align: center;">前</td> <td style="text-align: center;">島</td> <td style="text-align: center;">茂</td> <td style="text-align: center;">松</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">同</td> <td style="text-align: center;">高</td> <td style="text-align: center;">尾</td> <td style="text-align: center;">堅</td> <td style="text-align: center;">一</td> </tr> </table>			山梨県監査委員	高	石	国	康	同	早	川	正	秋	同	前	島	茂	松	同	高	尾	堅	一						
山梨県監査委員	高	石	国	康																								
同	早	川	正	秋																								
同	前	島	茂	松																								
同	高	尾	堅	一																								
<p>1 監査対象箇所及び監査期日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">監査箇所</th> <th style="width: 30%;">監査年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電総合制御所</td> <td>平成16年7月14日</td> </tr> <tr> <td>早川水系発電管理事務所</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>北病院</td> <td>平成16年7月21日</td> </tr> <tr> <td>中央病院</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>企業局 総務課 電気課 業務課</td> <td>平成16年7月30日</td> </tr> <tr> <td>医務課(病院事業会計)</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>笛吹川水系発電管理事務所</td> <td>平成16年8月3日</td> </tr> <tr> <td>石和温泉管理事務所</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>福祉保健部 福祉保健総務課(監査指導室) 長寿社会課 国保援護課 児童家庭課 障害福祉課 医務課 衛生薬務課 健康増進課</td> <td>平成16年9月14日</td> </tr> <tr> <td>政策秘書室(旧総合政策室) 秘書課</td> <td>平成16年9月16日</td> </tr> <tr> <td>企画部 企画課 新行政システム課(旧総合政策室) 広聴広報課(県民情報センター) 北富士演習場対策課 情報政策課 統計調査課 リニア交通課(旧交通政策課)</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>県民室</td> <td>平成16年10月15日</td> </tr> </tbody> </table>			監査箇所	監査年月日	発電総合制御所	平成16年7月14日	早川水系発電管理事務所	"	北病院	平成16年7月21日	中央病院	"	企業局 総務課 電気課 業務課	平成16年7月30日	医務課(病院事業会計)	"	笛吹川水系発電管理事務所	平成16年8月3日	石和温泉管理事務所	"	福祉保健部 福祉保健総務課(監査指導室) 長寿社会課 国保援護課 児童家庭課 障害福祉課 医務課 衛生薬務課 健康増進課	平成16年9月14日	政策秘書室(旧総合政策室) 秘書課	平成16年9月16日	企画部 企画課 新行政システム課(旧総合政策室) 広聴広報課(県民情報センター) 北富士演習場対策課 情報政策課 統計調査課 リニア交通課(旧交通政策課)	"	県民室	平成16年10月15日
監査箇所	監査年月日																											
発電総合制御所	平成16年7月14日																											
早川水系発電管理事務所	"																											
北病院	平成16年7月21日																											
中央病院	"																											
企業局 総務課 電気課 業務課	平成16年7月30日																											
医務課(病院事業会計)	"																											
笛吹川水系発電管理事務所	平成16年8月3日																											
石和温泉管理事務所	"																											
福祉保健部 福祉保健総務課(監査指導室) 長寿社会課 国保援護課 児童家庭課 障害福祉課 医務課 衛生薬務課 健康増進課	平成16年9月14日																											
政策秘書室(旧総合政策室) 秘書課	平成16年9月16日																											
企画部 企画課 新行政システム課(旧総合政策室) 広聴広報課(県民情報センター) 北富士演習場対策課 情報政策課 統計調査課 リニア交通課(旧交通政策課)	"																											
県民室	平成16年10月15日																											

県民生活課（食品安全推進室・県民相談センター 旧交通政策課） 生涯学習文化課 青少年課 男女共同参画課 国際課（パスポートセンター）	
議会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 地方労働委員会事務局	平成16年10月22日 " " "
商工労働観光部 商工総務課 商業振興金融課（旧産業交流課） 工業振興課 労政雇用課 職業能力開発課	平成16年10月26日
出納局 会計課 管理課 工事検査課	平成16年10月29日
教育委員会 総務課 学校施設課 義務教育課 高校教育課（新しい高校づくり推進室） 社会教育課 スポーツ健康課 学術文化財課（県史編さん室・博物館建設室）	平成16年11月5日

2 監査対象期間
平成15年度

3 監査の方法
監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、

抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

4 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

- (1) 指摘事項
法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- (2) 文書指導事項
指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- (3) 口頭注意事項
不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

5 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部の箇所改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。
監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は下表のとおりである。

区 分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘（件）								1	1
指導（件）	12	16	10	3	2	8	2	6	59
注意（件）	2	7	3	8	1	5	2	2	30
合 計	14	23	13	11	3	13	4	9	90

6 指摘事項

不適切な事務処理について指摘し、是正・改善を指示し、措置状況について回答を求めたものは、次のとおりである。
(1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について、いくつか不適切な事務処理があった。
(中央病院)

7 その他の概要

指摘にはいたらないが、事務処理について文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。
(1) 収入に関する事項
収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの

使用料の調定事務に不備があり改善を要するもの

(2) 支出に関する事項

補助金に関する事務処理に不備があり改善を要するもの

支出負担行為何いの事務処理に不備があり改善を要するもの

(3) 給与に関する事項

旅費の算定に誤りがあり改善を要するもの

時間外勤務手当の算定に誤りがあり改善を要するもの

(4) 物品管理に関する事項

備品シールの未貼付など物品管理で改善を要するもの

郵便切手の管理に不適切な処理があり改善を要するもの

(5) 財産管理に関する事項

土地の管理に一部不備があり改善を要するもの

(6) 契約に関する事項

予定価格調書の作成に不備があり改善を要するもの

契約書の作成手続に不備があり改善を要するもの

(7) 工事に関する事項

工事の契約に不備があり改善を要するもの

(8) その他の事項

公営企業会計の退職給与引当金に計上不足があり改善を要するもの

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番